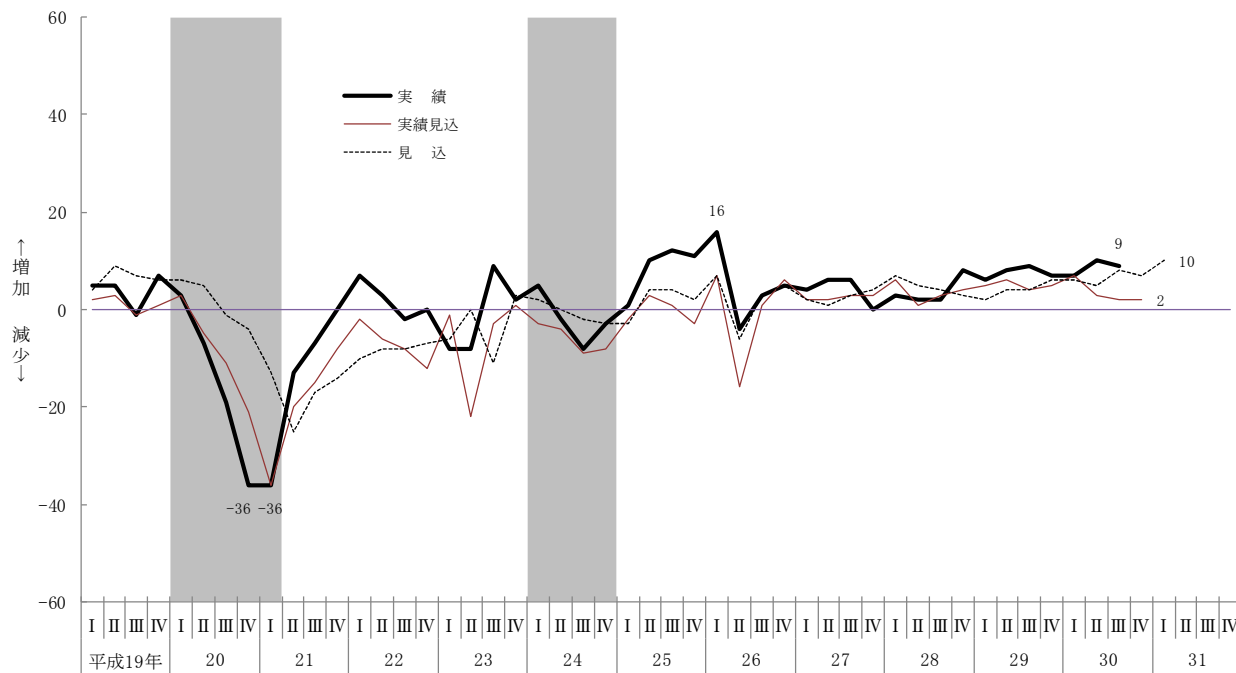


V 統計図表

第1図 生産・売上額等判断D.I.（季節調整値）の推移

調査産業計

(ポイント[増加(%) - 減少(%)])



注:1) 「生産・売上額等判断D.I.」とは、当該期を前期と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

2) ローマ数字は四半期（Ⅰ：1～3月、Ⅱ：4～6月、Ⅲ：7～9月、Ⅳ：10～12月）を示す（以下同じ）。

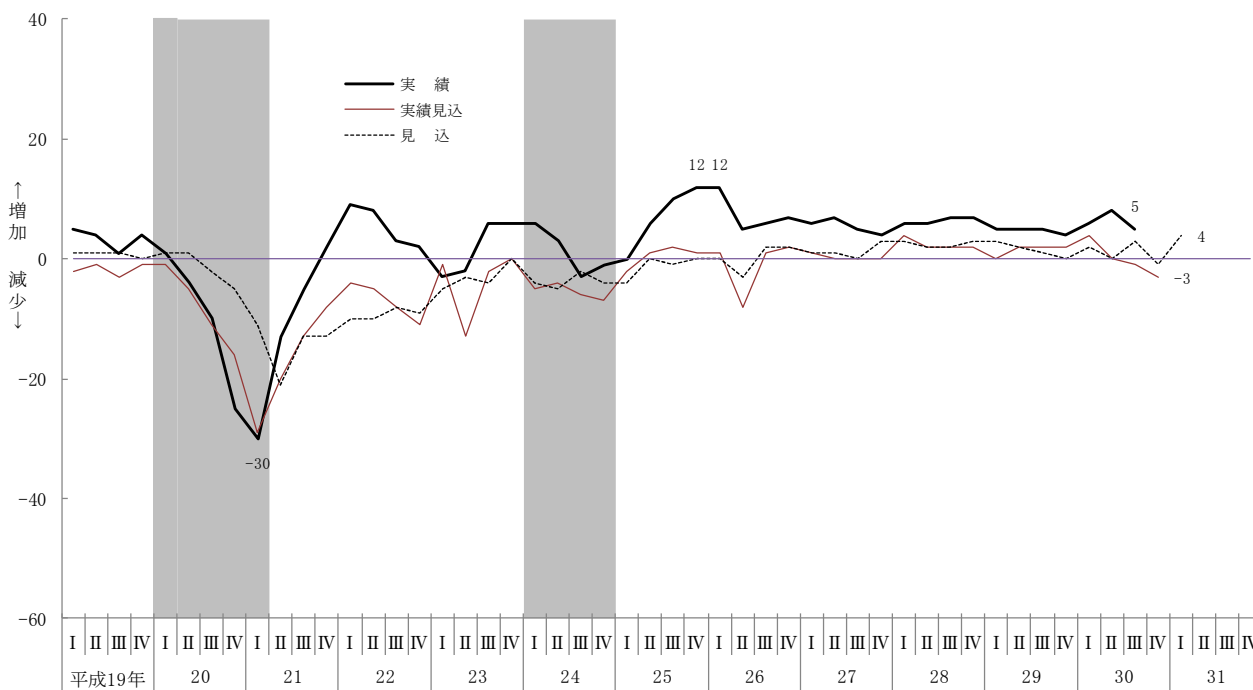
3) 網掛け部分は内閣府の景気基準日付（四半期基準日付）による景気後退期を示す（以下同じ）。

4) 無回答を除いた集計による。

第2図 所定外労働時間判断D.I.（季節調整値）の推移

調査産業計

(ポイント[増加(%) - 減少(%)])



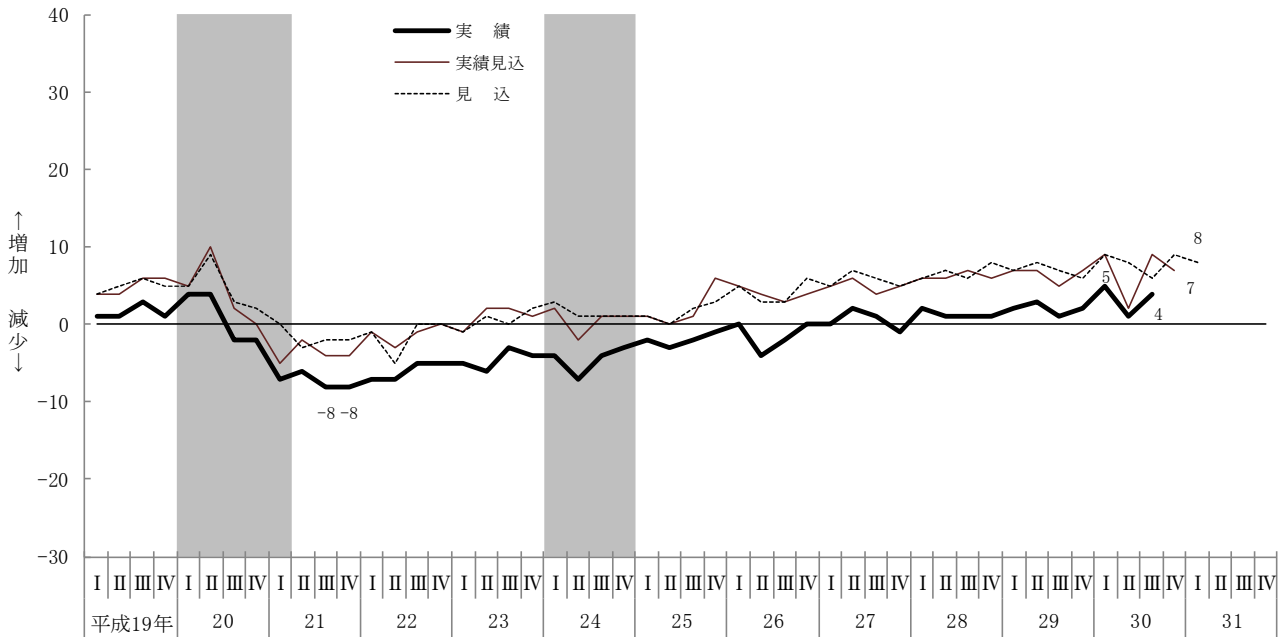
注:1) 「所定外労働時間判断D.I.」とは、当該期を前期と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

2) 無回答を除いた集計による。

第3図 正社員等雇用判断D.I.（季節調整値）の推移

調査産業計

(ポイント[増加(%)・減少(%)])



注:1) 「正社員等」については、平成19年11月調査以前は「常用」として調査していた。そのため、実績は平成19年Ⅳ期、実績見込は平成20年Ⅰ期、見込は平成20年Ⅱ期以降の数値とは厳密には接続しない。

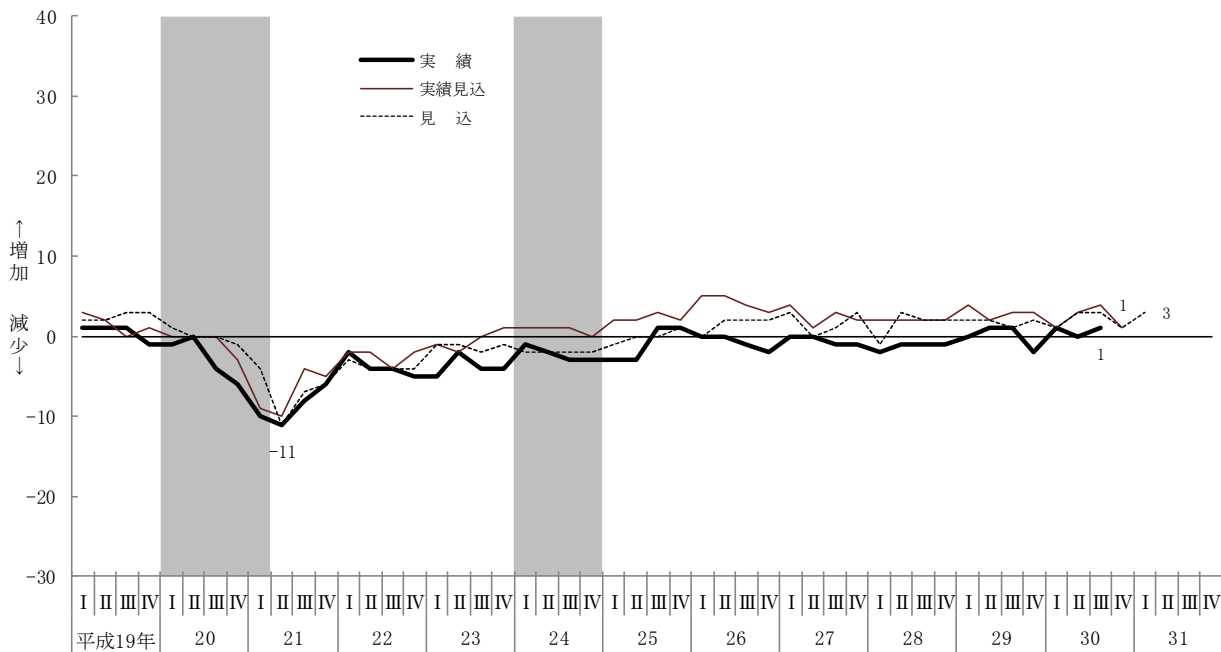
*「常用」…雇用期間を定めないで雇用されている者をいう。パートタイムは除く。

- 2) 「雇用判断D.I.」とは、当該期間末を前期間末と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。
- 3) 無回答を除いた集計による。

第4図 パートタイム雇用判断D.I.（季節調整値）の推移

調査産業計

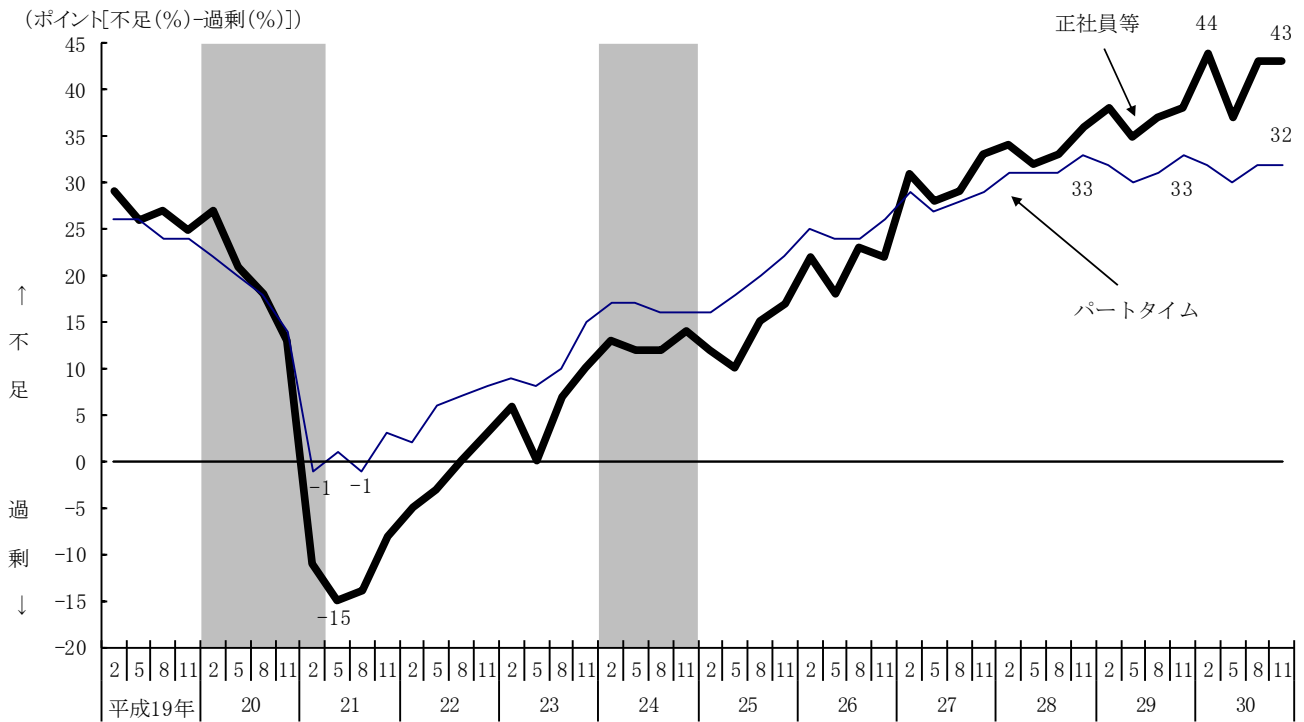
(ポイント[増加(%)・減少(%)])



注:1) 「雇用判断D.I.」とは、当該期間末を前期間末と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

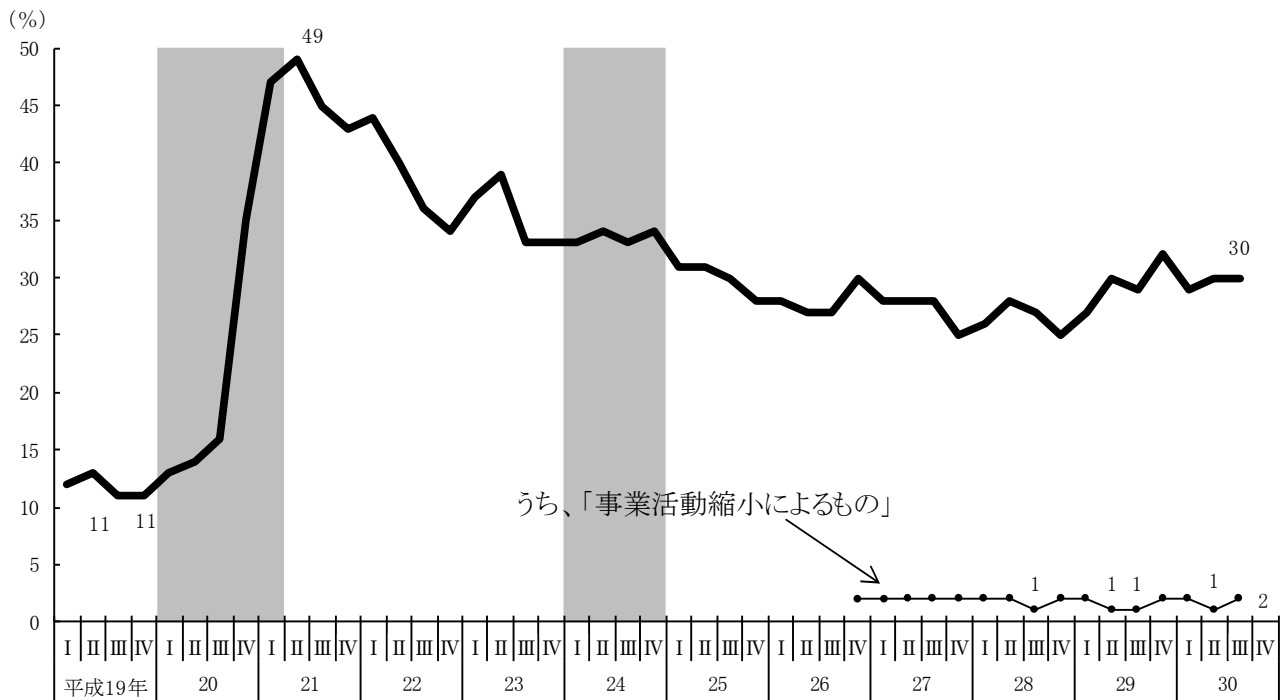
- 2) 無回答を除いた集計による。

第5図 雇用形態別労働者過不足判断D.I.の推移（調査産業計）



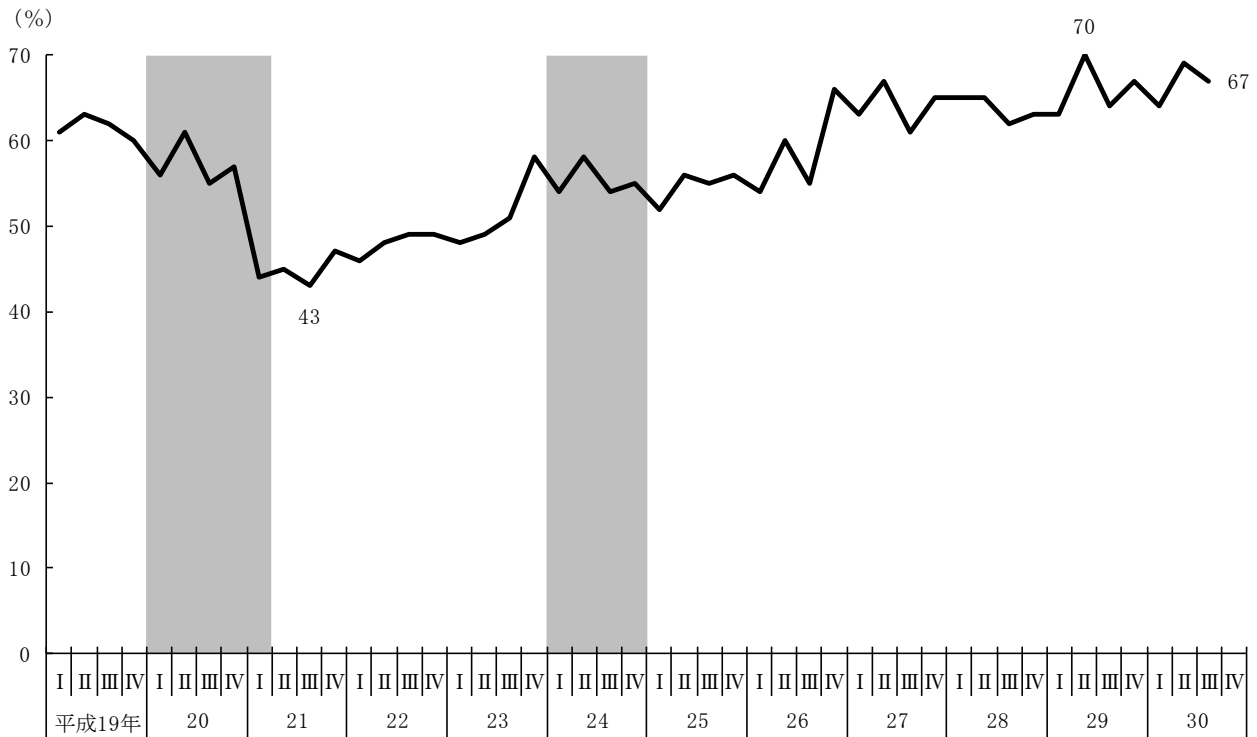
- 注:1)「正社員等」については、平成19年11月調査以前は「常用」として調査していたため、平成20年2月調査以降の数値とは厳密には接続しない。
 *「常用」…雇用期間を定めずに雇用されている者をいう。パートタイムは除く。
 2)「労働者過不足判断D.I.」とは、「不足」と回答した事業所の割合から「過剰」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。
 3)グラフ横軸の「2」は2月1日現在、「5」は5月1日現在、「8」は8月1日現在、「11」は11月1日現在の状況を示す。
 4)無回答を除いた集計による。

第6図 雇用調整実施事業所割合の推移（調査産業計・実績）



注：無回答を「実施していない又は予定がない」とみなした集計による。

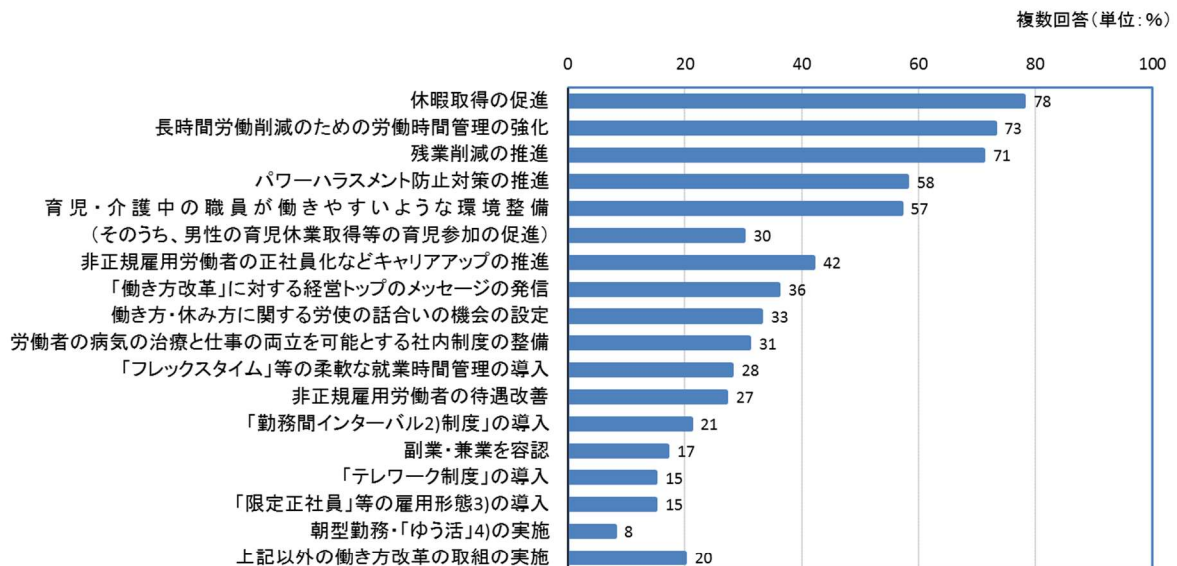
第7図 中途採用の実績がある事業所割合の推移（調査産業計・実績）



注:無回答を除いた集計による。

第8図 今後実施する予定¹⁾の働き方改革の取組内容（調査産業計、平成30年11月1日現在）

【 全集計事業所（無回答を含む）＝100 】



注: 1) 今後実施する予定には継続実施を含む。

2) 「勤務間インターバル」とは、実際の終業時刻から次の始業時刻までの間に一定時間の休息時間を設けることをいう。

3) 「限定正社員」等の雇用形態とは、職種、勤務地、労働時間に制限のある正社員の雇用形態をいう。

4) 「ゆう活」とは、朝型勤務などを推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えるものをいう。